

1 業務の名称

平成 29 年度晴海三丁目西地区に係る事業計画推進等業務

2 業務の目的

晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業は、平成 29 年度に最後の街区である C 2 街区の整備完了、地区の事業完了が予定されている。

本業務は、C 2 街区の事業計画推進及び事業完了に関する資料作成を行うことを主な目的とする。

3 業務の内容

- (1) 特定施設建築物の整備に係る事業計画推進に関する資料の作成
- (2) 予算管理に係る基礎資料の作成
- (3) 事業完了に係る基礎資料の作成
- (4) その他必要となる資料の作成

4 履行期間

契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 30 日まで

5 成果品

報告書一式 3 部

上記の成果物については、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 29 年 2 月版)の判断の基準を満たしていること。

6 その他

- (1) 本業務は、本仕様書に定めるほか、当機構担当者と十分協議しながら作業を行い、また当機構担当者の指示に従うものとする。
- (2) 本業務における業務内容及び業務で知り得た情報等は第三者に遺漏のないように留意すること。
- (3) 本業務は、所定の成果物を提出し、検査に合格したときをもって完了とするが、検査後においても欠落物件、また誤り等が発見された場合は、無償にて速やかに補足、補正を行うものとする。
- (4) 本業務により作成された図書図版等の一切についての著作権等が生じるときは、その権利をすべて委託者に帰属するものとする。
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上



調査・検討業務等の業務量

下記の業務量は、算定根拠の参考数値を示すものであり、契約図書となるものではありません。内容の如何にかかわらず、契約上何等拘束するものではありません。

業務項目	業務量 (人・日)	備考
(1) 特定施設建築物に係る事業計画推進に関する資料の作成	12人・日	
(2) 予算管理に係る基礎資料の作成	6人・日	
(3) 事業完了に係る基礎資料の作成	16人・日	
(4) その他必要となる資料の作成	6人・日	

積算基準について

1 業務費用の算定

$$\begin{aligned} \text{業務費用} &= \text{業務価格} + \text{消費税相当額} \\ \text{業務価格} &= \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{諸経費} \\ \text{消費税相当額} &= \text{業務価格} \times \text{消費税率} \end{aligned}$$

2 直接人件費の算定根拠

仕様書 別紙に記載の業務量（人・日）に基づき、直接人件費を計上すること。

3 経費の積算について

(1) 直接経費

業務上必要な事務用品費、旅費交通費、その他直接経費の実費を計上すること。

(2) 諸経費の積算

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times \text{諸経费率} (110/100)$$

以 上